

## **【事案VI-9】後遺障害共済金請求**

・平成31年3月12日 申立て不受理

### **<事案の概要>**

平成29年8月、階段で何者かに突き落とされ転落し、頰椎挫傷、腰椎挫傷、四肢麻痺と診断されたため、共済金請求を行ったところ、診断書や医師意見書の記載内容を理由として、後遺障害認定ができないと判断されたため、これを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、生命共済の後遺障害・重要介護共済金5,500万円、もしくは、後遺障害・重要介護(疾病)共済金3,000万円を申立人に支払え。また、被申立人は、申立人に対し、生命共済、医療共済およびがん共済の掛金を免除せよ、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

(1) 申立人は、平成29年8月、鉄道駅の階段にて、何者かに突き落とされて階下に転落し、頰椎挫傷、腰椎挫傷、四肢麻痺と診断され、平成30年4月、申立人は、被申立人に対して、共済金の請求を行った。

ところが、被申立人は、申立人が提出した大学病院の診断書・意見書に記載の「将来再認定が必要とされていること」およびA医師の意見書に「本人が治るとの意識を常に持つことによって、何らかの変化があると読み取れること」、「事故原因との因果関係が確認できないこと」から申立人の状態が、約款・事業規約上の後遺障害の状態にあるといえないこと、および当該共済契約の後遺障害および疾病重度障害状態に該当しないものと認定された。

(2) 被申立人の上記判断は、以下に述べるとおり誤った判断に基づくものであり不当な判断である。つまり、診断書・意見書の記載に「将来再認定が必要」とされたとしても、平成30年8月発行の診断書では、症状固定の診断を受けており、これ以上回復の見込みがないことが診断確定している。

また、「将来再認定」というのは、身体障害者手帳交付申請にあたって、同手帳の申請を1年ごとに区切るように申立人が医師と相談して決めた際に、1年ごとの更新時には将来再認定が必要と記載されただけのことである。

次に、A医師の意見書に対しては、「被申立人は医学的根拠のない悪質なものである」との見解が、申立人により依頼されたB医師の意見である。

さらに、「事故原因との因果関係が確認できないこと」については本件共済金の請

求は災害若しくは疾病であって、何等かの事故に基づくこと、およびその事故と障害との間に因果関係が存することなどは要件とされていないはずであり、被申立人の判断は共済金の支払可否の判断にあたり過重な要件を課している点で不当なものである。

(3) 以上により、被申立人は速やかに、申立ての趣旨記載の通り、申立人に対し共済金の支払および共済掛金の払込を免除すべきである。

### **<共済団体の主張>**

事故の発生自体が極めて疑わしい上、申立人の主張する傷病には医学的根拠が全く認められず、被申立人としては、共済金支払や共済掛金の払込免除の意向は全くない。

また、申立人を被保険者・被共済者とする他保険・他共済への多数加入(約 10 社、保険料・掛金の月額合計約 20 万円)が既に判明しているほか、その他諸々の事情からもモラルリスクの疑いが非常に高い案件と考える。

したがって、被申立人らは、債務不存在確認訴訟等の提起を予定している。

### **<裁定の概要>**

訴訟係属を確認したうえで、共済相談所規定第 10 条第 2 項第三号(裁定手続規則第 16 条第三号)に基づき、裁定申立てを不受理とし、裁定の審議を行わない方針を確認した。その後、被申立人より訴訟係属証明の提出を受け、裁定申立てを不受理とした。